

○防犯アドバイザー運用要領の制定について(通達)

(平成 19 年 3 月 20 日岡生企第 222 号警察本部長例規)

改正 令和 5 年 1 月 20 日岡生企第 32 号

各部長
首席監察官
総務調整官
各所属長

このたび、別添のとおり防犯アドバイザー運用要領を制定し、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

防犯アドバイザー運用要領

第 1 目的

この要領は、地域住民等が専門的な防犯知識を身につけるため、防犯環境設計若しくは防犯建物部品に精通した防犯設備士又はパトロール実施について豊富な経験を有する警備員等、防犯対策に知見を有する者を防犯アドバイザーとして警察に登録し、学校、事業者、地域住民等(以下「地域住民等」という。)の要望に応じて派遣するため、防犯アドバイザーの身分、委嘱及び業務等について必要な事項を定め、もって防犯アドバイザー制度の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

第 2 任務

防犯アドバイザーの任務は以下のとおりとする。

- (1) 地域住民等の要望に応じ、防犯講習を実施すること。
- (2) 地域住民等の要望に応じ、防犯用品展示会を実施すること。
- (3) 地域住民等の要望に応じ、防犯診断を実施すること。
- (4) 地域住民等の要望に応じ、防犯相談を実施すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域住民等が専門的な防犯知識を身につけるため警察本部長(以下「本部長」という。)が必要と認めることを地域住民等に教示し、指導すること。

第 3 担当部署

防犯アドバイザーに関する業務は、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)において処理する。

第 4 運営方針

防犯アドバイザー制度の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 計画的、継続的な派遣に努めること。
- (2) 県民の防犯意識の啓発や高揚に努めること。

- (3) 具体的、実践的な防犯知識の普及に努めること。
- (4) 防犯アドバイザーの選定に当たっては、被委嘱者の防犯分野に関する専門的な知識について検討すること。
- (5) 広報媒体を通じ、防犯アドバイザー制度についての周知を図るよう努めること。
- (6) 専門的な知識を有する適格な防犯アドバイザーをより多く登録するよう努めること。

第5 委嘱等

- 1 本部長は、警察署長から推薦された者で、次に掲げる要件を満たしているもののうちから、防犯アドバイザーを委嘱する。
 - (1) 総合防犯設備士又は防犯設備士
 - (2) 防犯性能の高い建物部品取扱業者のうち、防犯対策に知見を有するもの
 - (3) 防犯対策に知見を有する警備員
 - (4) その他本部長が防犯対策に知見を有すると認める者
- 2 委嘱は、委嘱状(様式第1号)を交付して行う。
- 3 防犯アドバイザーの推薦要件は、次のとおりとする。
 - (1) 防犯アドバイザーとしての業務を遂行しうるに足る体力、人格、教養及び識見を有し、かつ、当該業務に熱意があること。
 - (2) 推薦時において、おおむね30歳以上65歳以下であること。
 - (3) 推薦時において、3年以上継続して委嘱することについて支障を来すおそれがないと見込まれる者
 - (4) 県内に居住又は勤務先所在地を有する者
 - (5) 企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られる者
- 4 推薦は、防犯アドバイザー推薦書(様式第2号)に、被推薦者自筆による履歴書及び身分証明書の写しを添えて、被推薦者の住居又は勤務先の所在地を管轄する警察署長が行うものとする。
- 5 履歴書には、推薦前3か月以内に撮影された無帽、正面、上三分身、無背景の写真を貼付するものとする。この場合、企業等の被雇用者については、雇用者等からの承認書(様式を問わない。)の提出を併せて求めるものとする。

第6 委嘱期間

防犯アドバイザーの委嘱期間は、3年間とする。ただし、再委嘱を妨げないものとする。

第7 解嘱等

- 1 本部長は、防犯アドバイザーが転勤等によりその職務を継続することが困難となる等の理由により辞任の申出があったとき、又は防犯アドバイザーにその業務を遂行することに適さない事由が発生したと認められるときは、委嘱期間中にかかわらずこれを解嘱することができる。

- 2 辞任の申出は、防犯アドバイザー辞任申出書(様式第3号)により行う。
- 3 本部長は、1の規定により防犯アドバイザーを解嘱するときは、解嘱通知書(様式第4号)を交付して行う。

第8 遵守事項

防犯アドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 防犯アドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- (3) その他防犯アドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

第9 登録及び名簿管理

生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)は、本部長が委嘱した防犯アドバイザーを防犯アドバイザー名簿(様式第5号)に登録し、これを管理する。

第10 業務依頼

- 1 防犯アドバイザーの業務依頼は、地域住民等が防犯アドバイザー派遣要望書(様式第6号)を地域住民等の所在地を管轄する警察署長を経由して生活安全部長に提出することにより行う。
- 2 防犯アドバイザー派遣要望書を受理した生活安全部長は、生活安全企画課長に派遣する防犯アドバイザーについての調整をさせた後、防犯アドバイザーに対し業務依頼を行う。
- 3 業務依頼は、防犯アドバイザー業務依頼書(様式第7号)により行う。

第11 業務報告

生活安全部長は、防犯アドバイザーが、防犯アドバイザーとしての業務を終了したときは、業務終了の日から7日以内に管轄警察署長を経由して防犯アドバイザー業務実施結果報告書(様式第8号)を提出するよう求めるものとする。

第12 謝金等

防犯アドバイザーに予算の範囲内で謝金及び旅費を支給する。

第13 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
防犯アドバイザー推薦書	生活安全企画課	解職後3年
防犯アドバイザー推薦書の写し	警察署	解職後3年
防犯アドバイザー辞任申出書	生活安全企画課	解職後3年
解嘱通知書の写し	生活安全企画課	解職後3年
防犯アドバイザー名簿	生活安全企画課	長期
防犯アドバイザー派遣要望書	生活安全企画課	3年

防犯アドバイザー派遣要望書の写し	警察署	1年
防犯アドバイザー業務依頼書の写し	生活安全企画課及び警察署	3年
防犯アドバイザー業務実施結果報告書	生活安全企画課	3年

様式第1号

委嘱状

[別紙参照]

様式第2号

防犯アドバイザー推薦書

[別紙参照]

様式第3号

防犯アドバイザー辞任申出書

[別紙参照]

様式第4号

解嘱通知書

[別紙参照]

様式第5号

防犯アドバイザー名簿

[別紙参照]

様式第6号

防犯アドバイザー派遣要望書

[別紙参照]

様式第7号

防犯アドバイザー業務依頼書

[別紙参照]

様式第8号

防犯アドバイザー業務実施結果報告書
[別紙参照]